議員提出意見書 (要旨)

次の意見書を、衆・参議院議長、内閣総理大臣、担当大臣あてに提出しました。

ました。

南海トラフ巨大地震対策の推進と 法整備を求める意見書

全国の地方自治体では、東日本大震災の 教訓を踏まえ、巨大地震対策、津波対策、 液状化対策及び原発震災対策に全力で取り 組んでいる。

そのような中、国は平成23年12月27日に「津波防災地域づくりに関する法律」を施行した。また、平成24年3月に南海トラフ巨大地震の揺れと津波高の推計を公表し、同8月には詳細な津波高と都道府県別の人的・物的被害を想定した。さらに、平成25年5月28日には、中央防災会議から、避難者は最大で950万人に上り半数程度しか避難所に入れないことや東海地震の予知は困難との見解などの最終報告が発表された。

このような中、関係自治体住民の間には 大きな不安が広がり、海岸部からの人口流 出なども見受けられている。また、財政需 要が多様化する今日の地方自治体にあって は、防災対策が緊急の課題であっても、そ れに対応する財政負担には限界がある。

よって、国においては、南海トラフ巨大 地震対策を推進する法律を早期に制定し、 下記事項を実現するよう強く求める。

記

- 1.南海トラフ巨大地震に対応した緊急対策の実施及び財政支援制度の創設
- 2.南海トラフ巨大地震に対応した地震対策大綱・応急活動要領の早期策定
- 3.南海トラフ巨大地震に対応した観測体制のさらなる充実と強化

重度障害者(児)医療費助成制度 における精神障害者の適用改善に 関する意見書

次の意見書を、静岡県知事あてに提出し

静岡県における重度障害者(児)医療費助成制度は昭和48年(1973年)に事業開始され、精神科入院医療費については精神障害者に対しても、ようやく平成24年10月から手帳1級所持者に適用されるようになった。しかしながら、精神障害者手帳2級、3級所持者は、この制度の対象外にある。

精神障害者の病気の回復は必ずしも順調な過程を辿るものではなく、様々の原因により再発・悪化したときは入院を余儀なくされ、このような場合は一時的にも「精神疾患の重度状態」というべきである。こうした実態から、静岡県内の2級所持者以下の精神障害者の中には、「潜在1級所持者」がかなりいるものと考えられる。

さらに、入院を経験するような状態の精神障害者の殆どは、就労が困難で障害年金程度の収入しかなく、入院医療費の負担は障害者家庭にとって非常に厳しいのが実情である。

ついては、これらの状況を踏まえ、静岡県の重度障害者(児)医療費助成制度においては、現行の精神障害者手帳1級所持者に加え、2級及び3級所持者の精神科入院医療費も対象に含めるよう制度を改めることを強く要望する。

関係団体からの陳情を受けて、市議会 で協議した結果、県知事あてに意見書 を提出することに決定したものです。